

愛媛県教育委員会 8 月定例会会議録

1 開会の日時及び場所

平成17年 8 月26日（金）午後 2 時00分

愛媛県庁 第一別館 教育委員室

2 委員定数

6 人

3 出席委員

委員長 井関和彦 委員 星川一治 委員 山口千穂

委員 砂田政輝 委員 和田和子 教育長 野本俊二

4 欠席委員

なし

5 会議に出席した公務員の職氏名

教育次長 西山修一

指導部長 一色 光

文化スポーツ部長 菅原正夫

教育総務課長 保木俊司

生涯学習課長 西岡真人

義務教育課長 堺 雅子

高校教育課長 平岡長治

人権教育課長 小田芳朗

障害児教育課長 宇高勝美

文化振興課長 和田典夫

文化財保護課長 池川孝文

保健スポーツ課長 今井裕一

6 会議の概要

(1) 開 会

委員長 午後 2 時00分開会を宣する。

(2) 7 月定例会会議録の承認

委員長 7 月定例会会議録の承認について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 承認する旨宣する。

(3) 教育長報告

委員長 報告を求める。

韓国議員らからの損害賠償等請求訴訟について

教育総務課長 県立学校における歴史教科書の採択に関して、精神的苦痛に対し原告に各10,000円を支払え等とする損害賠償等請求訴訟が提起されたことを報告する。

○教科書採択の非公開審議の仮の差止めの申立てに対する決定について

教育総務課長 8 月定例会において教科書採択の審議が非公開で行われた場合には、償うことができない損害が生じることになるとして、非公開審議の仮の差止めの申立てが松山地裁になされていたが、同地裁がこれを却下した旨報告する。

(4) 議 事

議案審議

委員長 議案第40号公立小学校教員の懲戒処分については人事案件により、議案第41号平成18年度使用県立中学校教科書の採択について、議案第42号平成18年度使用県立高等学校教科書の採択について、及び議案第43号平成18年度使用県立盲学校、聾学校及び養護学校の中学部及び高等部教科書の採択については、採択期限まで非公開の扱いとしている教科用図書選定資料に基づき審議すること及び委員の率直な意見の交換を行う必要があることにより、それぞれ非公開とすることを発議する。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 以後の案件を非公開とする旨宣する。

委員長 議案第40号を上程する。

○議案第40号 公立小学校教員の懲戒処分について

委員長 議案説明を求める。

義務教育課長 交通違反をした公立小学校教員を懲戒処分する原案（減給2月）の説明をする。

委員長 原案について意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第41号を上程する。

○議案第41号 平成18年度使用県立中学校教科書の採択について

委員長 議案説明を求める。

高校教育課長 平成18年度に県立中学校において使用する教科書の採択について、原案の教科書を採択したいこと、及び同じ併設型の中高一貫校である今治東・松山西・宇和島南中学校はカリキュラムや学習状況から見ても大きな差異がないことから同じ教科書を採択したいことについて説明する。

また、8月臨時会で特に議論のあった国語、歴史、公民、数学、技術、英語について、事務局案の選定理由について次のとおり説明する。

- ・ 国語については、言語感覚を豊かにすることのできる内容が選択されており、資料編が充実していることなどから三省堂を選定した。
- ・ 歴史については、我が国の歴史に対する愛情を深め、国民としての自覚を育てることなどの点において、優れていることから扶桑社を選定した。
- ・ 公民は大阪書籍と扶桑社が甲乙つけがたいので、現在使用されている大阪書籍を選定した。
- ・ 数学は数学的な活動の楽しさや数学的な見方・考え方のよさを感じさせる教材の工夫があることなどの点から啓林館を選定した。

- ・ 技術はデータが新しく、日本の近代技術や技術者を多く取り上げていることなどから東京書籍を選定した。
- ・ 英語は実践的コミュニケーション能力の基礎を無理なく身に付けることができるなどの点が優れていることから東京書籍を選定した。

委員長 国語について意見を求める。

星川委員 読むことが大切であり、三省堂が良いと思う旨意見を述べる。

教育長 三省堂は、読むことの教材が充実している旨意見を述べる。

委員長 星川委員及び教育長と同じ考えであり、三省堂が適当である旨意見を述べる。

委員長 歴史的分野について意見を求める。

砂田委員 事務局案の扶桑社は、どのような点において学習指導要領の目標を満たしているのか質問する。

高校教育課長 扶桑社は、人々が懸命に努力し生きたことが分かりやすく書かれ、人物コラムでも、その人の生き方がいきいきと感じられる記述となっており、歴史への関心を高め、我が国の歴史に対する愛情を深める工夫がなされている旨説明する。

砂田委員 伝統的文化や歴史上の人物の取り上げ方について、扶桑社の特徴を質問する。

高校教育課長 その時代の文化が、人々の生活との関連の中で取り上げられている。また、二宮尊徳を取り上げ、厳しい状況の中で勤勉に生きることの大切さを述べたり、杉原千畝を取り上げ、懸命に人命を救う努力をした日本人もいたことを述べたりするなど、現代社会で忘れられがちなものも紹介している旨説明する。

山口委員 扶桑社の旧版と新版との違いについて質問する。

高校教育課長 判型がB5判に大判化されるとともに、多彩な図版や資料が収録されている。また、記述も生徒の視点に立ち、より簡潔で平易なものへ一新されている旨説明する。

和田委員 扶桑社は、自ら学び自ら考える力の育成のため、どのような工夫をしているのか質問する。

高校教育課長 自主性を育てる学習課題・学習の意識づけを行うコラムなどを掲載するとともに、自主的学習のヒントを数多く盛り込んでいる旨説明する。

星川委員 諸外国と日本の関わりについて、扶桑社の記述の特徴を質問する。

高校教育課長 我が国の歴史事象が諸外国とのどのような関係で生じたのかを詳しく説明し、全般的に躍動感が感じられる記述となっている旨説明する。

砂田委員 扶桑社は、記述量が多く内容的にも難しいとの一部の評価があり、また、戦争賛美であるとも言われているが、どう考えているのか質問する。

高校教育課長 アジアをはじめとした諸外国に迷惑をかけたことがはっきり記述されており、戦争を賛美しているとは思われない。また、表現についても改善されており特に問題はない旨説明する。

委員長 公民的分野について意見を求める。

砂田委員 大阪書籍は平均的・一般的な教科書であり、扶桑社は国民として求められる資質に着目した編集となっているが、中学生の教科書として、憲法改正問題などについて考えさせるのはどうかという旨意見を述べる。

教育長 公民的分野では、生徒に、まず日本国憲法について理解させることが大切であり、権利や自由のみならず責任と義務も教える必要があるが、大阪書籍は記述が全体的に平板であり、もの足りなさを感じる。扶桑社はやや踏み込んだ表現ではあるが、日本国憲法、戦争放棄、マスメディアの役割、領土、拉致問題について記述するなど、いずれ社会人となる中学生に対し今日的課題を教えることができる内容である旨意見を述べる。

星川委員 大阪書籍の補充的な学習や発展的な学習の記述について質問する。

高校教育課長 社会の出来事を多面的・多角的にとらえ、考察していくための補充事例が数多く紹介されている旨説明する。

和田委員 大阪書籍の憲法学習を行う上での配慮について質問する。

高校教育課長 身近な生活のルールを学ぶことから、憲法についての学習に入り、様々な経済活動の中にも憲法が活かされていることを学習できるようになっており、構成、配列に配慮がなされている旨説明する。

委員長 数学について意見を求める。

委員長 事務局案である啓林館が適当である旨述べる。

教育長 現在も啓林館を使用しており、特に異論はない旨意見を述べる。

委員長 技術分野について意見を求める。

砂田委員 日本の伝統文化や伝統的な技術の継承も大切であり、事務局案である東京書籍と開隆堂とを比較してこの点についての評価はどうか。また、技術分野と家庭分野で異なる出版社を採択した場合の支障の有無はどうか質問する。

高校教育課長 東京書籍は、伝統技術の記載が開隆堂より少ないが、身近な生活に生かされている近代の技術等が多く取り上げられており、全体の評価として東京書籍を選んだ旨、また技術分野と家庭分野の出版

社が異なることについて特に支障はない旨説明する。

委員長 英語について意見を求める。

委員長 事務局案である東京書籍が適当である旨述べる。

委員長 歴史的分野について事務局案のとおりとすることに賛成する委員の挙手を求める。

全委員 挙手する。

委員長 歴史的分野については、原案を修正しない旨述べる。

委員長 公民的分野について事務局案のとおりとすることに賛成する委員の挙手を求める。

星川・山口・砂田・和田委員 挙手する。

委員長 各委員の意見を求める。

星川委員 扶桑社にある領土問題や憲法改正については、基礎基本を十分学習してからでないかと理解が難しいのではないか。その点で大阪書籍が適当であると考える旨意見を述べる。

委員長 自己中心的な風潮は、歴史や公民の教え方の影響もあると思っており、自由・権利に対する責任・義務についても記述している扶桑社が適当であると考える旨意見を述べる。

砂田委員 中学生にとって理解しやすい内容の教科書が適当であると考える旨意見を述べる。

山口委員 中学生の子を持つ親として、憲法改正はまだ難しく、まず基礎的なことを学んで欲しいと考えたため大阪書籍を推した旨意見を述べる。

和田委員 大阪書籍は、基礎・基本から学ぶことができ、資料が多く理解しやすいが、扶桑社は中学生には難しい面があると判断した旨意見を述べる。

委員長 公民的分野については、原案を修正しない旨述べる。

委員長 その他の教科書について意見を求める。

全委員 特に意見はない旨答える。

委員長 議案第41号を原案のとおり可決することについて諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第42号を上程する。

○議案第42号 平成18年度使用県立高等学校教科書の採択について

委員長 議案説明を求める。

高校教育課長 平成18年度に県立高等学校において使用する教科書について、各学校から報告を受けて愛媛県教科書採択委員会で調査、研究を行い、答申を受けた結果、635種類657冊を選定した旨説明する。

委員長 原案について意見を求める。

砂田委員 昨年度の採択との相違点について質問する。

高校教育課長 新たな教科書の発行がなく、また、2部の教科書の大部分が発行されなくなったことから、文部科学省目録に記載の教科書が346冊減っている旨、今回新たに選定した教科書は14冊である旨説明する。

砂田委員 日本史Bについて明成社を選定しているのか質問する。

高校教育課長 選定していない旨説明する。

委員長 議案第42号を原案のとおり可決することについて諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第43号を上程する。

○議案第43号 平成18年度使用県立盲学校、聾学校及び養護学校の中学部及び高等部教科書の採択について

委員長 議案説明を求める。

障害児教育課長 平成18年度に県立盲学校、聾学校及び養護学校において使用する教科書について、中学部で使用する文部科学省検定済教科書42冊、文部科学省著作教科書90冊及び学校教育法第107条の規定による教科書126冊を選定したこと、文部科学省検定済教科書のうち聾学校、第一養護学校及び第二養護学校で使用するものは、中学校用検定済教科書で学習することが適当と認められる生徒の教科書としては、県立中学校と同一の教科書を選定したこと、高等部で使用する文部科学省検定済教科書90種類90冊、文部科学省著作教科書4種類4冊及び学校教育法第107条の規定による教科書については、盲学校用57冊、聾学校用34冊、養護学校用48冊、計139冊を選定した旨説明する。

委員長 原案について意見を求める。

砂田委員 来年4月から病弱児のための高等部が新設されることで起こる問題について質問する。

障害児教育課長 高等部用教科書として、高等学校用検定済教科書と学校教育法第107条の規定による教科書を選定しているので問題ない旨説明する。

委員長 議案第43号を原案のとおり可決することについて諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 非公開案件終了のため会議を公開する旨宣する。

(5) 閉会

委員長 午後3時30分閉会を宣する。